

## 公 告

県有施設に自動販売機を設置する者を、次のとおり公募する。

令和6年12月13日

高知県警察本部長 高清水 善弘

### 1 公募に付する事項

#### (1) 件名

高知県の安全・安心を支援する社会貢献活動支援型の自動販売機設置事業の公募

#### (2) 概要

高知県警察が管理する県有財産の有効活用を図りながら歳入確保を図るとともに、高知県の安全・安心を支援する社会貢献活動に関して企画提案を求める公募型プロポーザル方式により、設置事業者を選定するものである。

#### (3) 貸付期間

##### ア 室戸警察署

令和7年3月1日から令和8年2月28日までの間（貸付期間の延長、更新なし）

##### イ その他の施設

令和7年3月1日から令和12年2月28日までの間（貸付期間の延長、更新なし）

#### (4) 貸付場所等

別添、仕様書及び設置場所図面に定める設置場所によるものとする。

#### (5) 公募する設置事業者数

募集番号ごとに審査を行い、1設置事業者を決定し有償で賃貸する。

### 2 公募に参加できる者の資格

公募に参加する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 高知県における「令和6年～令和7年度競争入札参加資格登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (2) 高知県内に本店、支店若しくは営業所がある法人又は高知県内で事業を営む個人であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示638号）

に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。

- (5) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月10日高知県訓令第1号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規定第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

- 3 公募に関する事務を担当する課の名称等（書類の提出先及び問い合わせ先）  
〒780-8544 高知県高知市丸ノ内二丁目4番30号

高知県警察本部警務部装備施設課 管財係

電話(088)826-0110代表 内線2262・2265 ファクシミリ(088)873-6236

- 4 契約条項を示す場所  
上記3の場所とする。

- 5 公募に関する説明会等の開催  
無

- 6 公募参加の手續等

設置事業者を選定する方法は、プロポーザル（企画提案）方式により行う。

- (1) 募集要項等の交付期間及び場所

募集要項等は、令和6年12月13日（金）から令和6年12月24日（火）までの間に、インターネットの高知県警察ホームページ（[https://www. police. pref. kochi. lg. jp/](https://www.police.pref.kochi.lg.jp/)以下「県警ホームページ」という。）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 配布期間

令和6年12月13日（金）から令和6年12月24日（火）まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までの間

イ 配布場所

上記3の場所に同じ。

- (2) 公募参加申込書（様式第1号）のほか、募集要項で指定する資格審査提出書類の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和6年12月16日（月）から令和6年12月24日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

イ 提出場所

上記3の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参に限る（郵送、宅配便、ファクシミリ、メール等での提出は認めない。）。

エ 設置事業者として決定した場合には、公募参加申込書に記載された所在地・氏名等により契約書を作成することとなる。

(3) 公募参加申込書等の資格審査書類の審査

ア 資格審査結果の通知

公募参加申込書等の資格審査書類提出者全員に対して、「資格有」又は「資格無」の審査結果を、令和7年1月10日（金）発送の郵便により通知する。

イ 「資格有」通知を受けた応募者

「資格有」通知を受けた応募者は、下記7により企画提案書の提出を期限内に行うこと。

ウ 「資格無」通知を受けた応募者

「資格無」通知を受けた応募者は、以後の企画提案審査に参加することができない。

エ 「資格無」の理由の説明要求

「資格無」通知を受けた応募者は、上記3の担当課に書面により「資格無」となった理由について説明を求めることができる。書面は質問書（様式第8号）を使用し、ファクシミリにより提出すること。

要求の期限は令和7年1月20日（月）までとし、この期限を過ぎたの説明要求には応じない。

7 企画提案手続、審査等

「資格有」通知を受けた応募者は、期間中に企画提案手続を行うこと。

(1) 企画提案手続

ア 提出期間

令和7年1月21日（火）から令和7年1月27日（月）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

イ 提出場所

上記3の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参に限る（郵便、宅配便、ファクシミリ、メール等での提出は認めない。）。

エ 提出が必要な企画提案書

別添募集要項の5により、各募集番号ごとに各1部を提出すること。

オ 提出した書類等に関し県から説明を求められた場合には、応募者の費用負担により説明を行わなければならない。

(2) 企画提案の審査等

ア 審査方法

企画提案書は、県職員で構成する「高知県の安全・安心」社会貢献活動支援型自動販売機設置事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、提案された各項目を審査検討の上、最高評価の者を設置事業者として決定する。

イ 審査結果の通知

企画提案書提出者全員に対して、審査結果を令和7年2月12日（水）発送の郵便により通知する。

ウ 設置事業者の公表

契約締結後、県警ホームページにおいて設置事業者名に限って公表する。

8 その他

(1) 選考の無効

次に該当する場合は、企画提案書の審査結果を問わず無効とする。

ア 公告に示した公募に参加できる資格のない者の提出した企画提案書

イ 応募者に求められている義務を履行しなかった者の提出した企画提案書

ウ 公告、募集要項及び仕様書に示した諸条件に違反した企画提案書

(2) 契約書等の作成の要否

設置事業者に決定した者は、令和7年2月20日（木）までに、次の書類を整えて、県有財産有償貸付契約の手続を行うこと。

なお、契約手続に関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。

「県有財産有償貸付契約書」による

(3) 募集内容の詳細

詳細は、募集要項及び仕様書による。